

草津栗東行政事務組合職員懲戒等審査委員会規程

令和4年10月1日

訓令第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、草津栗東行政事務組合職員の懲戒処分等に関する事項を審査するため、草津栗東行政事務組合職員懲戒等審査委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員長および委員をもって組織する。

- 2 委員長は、管理者をもって充てる。
- 3 委員は、副管理者、事務局長をもって充てる。

(委員長の職務)

第3条 委員長は、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となり、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 委員長に事故があるとき、または欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、委員長が必要と認めたときに招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員は、自己に関する事件については、その議事に参与することができない。
- 5 会議は、秘密会とする。

(意見の聴取)

第5条 委員会は、必要があるときは、本人またはその他関係人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(具申)

第6条 委員会において決定した事項について、任命権者に対し、意見の具申を行うものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、草津栗東行政事務組合において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

付 則

この訓令は、令和4年10月1日から施行する。